

# 特殊健康診断・作業環境測定・環境検査

## ■ 特殊健康診断

労働安全衛生法および関連規則・行政指導に基づく、有害業務による障害防止のための健診。尿中代謝物、生体試料中の重金属検査等すべて当協会検査室で実施している。また、アスベスト健診や作業態様に基づくVDT、腰痛、頸肩腕障害健診等も実施している。

平成28年6月に施行された改正労働安全衛生法により、一定の危険有害性のある化学物質（640物質）について、リスクアセスメントの実施が義務づけられ、その結果に基づいてリスクの低減措置（危険有害性の高い物質から低い物質への変更、作業手順の改善、有効な保護具の使用等）を実施することが必要となっている。

## ■ 作業環境調査

労働安全衛生法の制定から45年が経過し、以前に比べて有害物を取扱う作業環境は大幅に改善してきている。しかしながら、平成24年には1,2ジクロロプロパンが原因とされる胆管がんや、平成28年にはMOCA（モカ）による膀胱がんなど遅発性の健康障害の発症が後を絶たない。有害だと知らずに化学物質に暴露される危険から身を守ることが最初の一步である。その一助となる化学物質管理手法としてのリスクアセスメントの普及、定着が課題になっている。当協会においても作業環境測定を通じて、工場で使用されている多様な化学物質の取扱いを監視し、企業外労働衛生機関の立場から管理面の助言を行っている。

## ■ 水質試験と簡易専用水道検査

平成15年の水道法の改正により水質検査機関の登録制度が導入され、13年が経過した。飲料水検査はきわめて公共性の高い検査のため、内部・外部精度管理を定期に実施し精度の向上に努めるとともに、ISO9001をベースとした品質保証活動を展開している。

一方、当協会で実施する簡易専用水道施設の検査数は、施設の直結給水化の進展などにより年々減少傾向を示しているが、横浜市の対象施設の約3割にのぼる。このうち管理優良な施設については、平成29年1月より全国給水衛生検査協会によるランキング表示制度で優良認定を受けられるようになった。